

公告

公共施設高圧電力供給業務について、次のとおり公募型プロポーザルを行う。

令和6年1月25日

みよし市長 小山 祐

1 案件

(1) 業務名

公共施設高圧電力供給業務

(2) 業務場所

日進市、みよし市及び東郷町

(3) 内容

電力供給業務 一式

(4) 需給施設

日進市 : 日進市役所本庁舎 始 27 施設

みよし市 : みよし市役所本庁舎 始 26 施設

東郷町 : 東郷町役場庁舎 始 14 施設

(5) 履行期間

日進市 : 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

みよし市 : 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

東郷町 : 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 日進市建設工事等請負業者指名停止取扱要領（平成18年6月1日）、みよし市入札参加停止等措置要領（平成25年4月1日）及び東郷町指名停止取扱要領（平成9年4月1日）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者

(3) 参加申込書の提出日から当該業務の選定までの間、「日進市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」、「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「東郷町が行う事務及び事業からの暴力団

排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていない者

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 官公庁等（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人その他公的機関を含む。）における電力供給業務の実績がある者
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者
- (7) 中部電力パワーグリッド株式会社エリア内の電力提供実績を有する者
- (8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者
- (9) 経済産業省において再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条の規定に基づき、納付金を納付しない電気事業者として公表されている事業者でない者

3 スケジュール

- (1) 参加申込書を提出する期間及び場所

ア 期間

令和6年1月25日（木）午前8時30分から令和6年2月16日（金）午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という）を除く。）

イ 場所

みよし市総務部総務課

- (2) 質問の期間及び方法

ア 期間

令和6年1月25日（木）午前8時30分から令和6年2月6日（火）午後5時まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 方法

みよし市総務部総務課庶務担当宛電子メール

(3) 参加資格通知書の通知日及び通知方法

ア 通知日

令和6年2月21日（水）

イ 通知方法

郵送及び電子メール

(4) 提案書提出期間及び場所

ア 期間

令和6年2月22日（木）午前8時30分から令和6年3月4日（月）正午まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 場所

みよし市総務部総務課

(5) 選定結果の通知日及び通知方法

ア 通知日

令和6年3月18日（月）

イ 通知方法

郵送及び電子メール

4 問合せ先

担当 みよし市総務部総務課庶務担当（林・窪田）

住所 〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地

電話 0561-32-8000

M a i l soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp